

ケーブルテレビにおける電話勧誘の 状況について

2020年12月10日

一般社団法人 日本ケーブルテレビ連盟

ケーブルテレビ業界全体の概況

- ✓ 「ブロードバンドサービス」を提供している放送事業者は325事業者(令和元年度末)

有線電気通信設備を用いて自主放送を行う「登録一般放送事業者」数は、471事業者
(総務省 ケーブルテレビの現状 令和2年8月版より)

- ✓ 日本ケーブルテレビ連盟会員のうち電気通信事業者は290事業者

「登録一般放送事業者」471事業者のうち、**会員事業者数は346事業者**
(2020年11月30日時点)

- ✓ ケーブルテレビ連盟非加盟の事業者の多くは、主に難視聴対策を目的とした行政設置の施設が中心

ケーブルテレビの電話勧誘の状況

日本ケーブルテレビ連盟 加盟事業者の電話勧誘の状況

- 新たな顧客獲得を目的とした電話勧誘はほぼ実施していない。
 - ・ ケーブルテレビは事業エリアが限られており、当該エリアにおける事業活動の基盤は信用・信頼であり、欠かせないもの。電話勧誘によるトラブルがあった場合の地域内における信用低下のリスクが非常に大きい割には、電話勧誘による効果が少ないため実施していない。
- 既存加入者への電話での案内について
 - ・ 新規サービスの案内など電話での案内は事前に顧客の同意を得た上で実施しているが、契約は対面で締結。（消費者保護ルールに関するガイドラインに則り契約締結を実施）

非加盟事業者の電話勧誘の状況

- ・ 非加盟であるため連盟では営業方法等を直接把握していないが、自治体設置の行政サービス型の事業形態が多い事から、積極的に新規契約の勧誘を行っている事は考えづらく、電話による勧誘営業は、ほぼ実施していないと思われる。